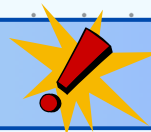


保護者の皆様へ のお知らせ

「カスハラ対策法」（労働施策総合推進法等の一部改正）が 令和8年10月1日に施行されます

令和7年（2025年）6月4日、事業主にカスタマー・ハラスメント（カスハラ）防止のための対策を義務づける法律が国会で成立しました。これにより学校を含むすべての事業主は、教職員が安心して働ける環境を整えることが法律上の義務となります。本チラシは、この改正法を踏まえ、私立学校におけるカスハラへの対応の考え方を、保護者の皆様にあらためてご理解いただくためのものです。

教職員が安心して働ける環境を守り、
質の高い教育を続けていくために



保護者の皆様からの正当なご意見・ご要望は、学校として真摯に受け止めております。今回の対応は、こうした声を制限するものではなく、社会通念上行き過ぎていると考えられる一部の要求や言動から、教職員と教育環境をお守りするための取り組みです。

1. 教職員への言動に に関するお願い



大声での叱責や、教職員の人格を傷つけるような発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。

2. ご要望内容に ついてのお願い



全体の
バランスを
考慮

教職員の異動や処遇、成績・部活動の取り扱い、特定の生徒への対応などについて、学校運営上お応えしかねるご要望をいただく場合がございます。個別のご事情は丁寧に伺いますが、対応できない場合もございますことをご了承ください。

3. ご意見の伝え方 についてのお願い



匿名、偽名でのご連絡や、SNS等での書き込みでは、学校として事実確認や誠実な対応が難しくなる場合がございます。お困りごとやご意見がある際は、ぜひお名前を明かしていただいた上で直接学校までお声がけください。



4. お問い合わせの 際のごお願い



長時間のお電話やご面談、繰り返しのご連絡・ご来校は、教職員の他の業務や教育活動に影響が生じる場合がございます。恐れ入りますが、あらかじめご了承くださいませと幸いです。

※目安：30分を超える長時間の対応は難しい場合があります

5. 教育活動への ご理解のお願い



授業内容や教材、指導方法、生活指導などにつきましては、専門的な知見に基づき学校として判断させていただいております。ご意見は真摯に伺いますが、最終的な判断は学校にお任せいただけますようお願いいたします。

修徳中学校・高等学校 カスタマー・ハラスメントに対する方針

（１） はじめに

本方針は、令和７年（2025年）6月4日に成立した「労働施策総合推進法等の一部を改正する法律」をはじめとする、いわゆる「カスタマー・ハラスメント」防止に関連する各種法令を踏まえ、事業者としての学校法人修徳学園及び修徳中学校・高等学校（以下「本校」）という）が採るべき措置を定めるものです。いじめ、生徒の安全・健康、教職員の不適切な指導に関する相談・申立て等、保護者等が学校に対して行う正当な意見の表明や要望を制限するものではなく、あくまで、社会通念上不当もしくは過剰と判断される要求や言動から教職員と教育環境を守ることを目的とします。また本方針は以下の基本方針に基づいて策定しています。

- ・教職員の安全・安心な就業環境を確保する。
- ・生徒の健全な育成と教育環境の維持を最優先とする。
- ・保護者・関係者の皆様との建設的な対話を行う。
- ・弁護士・警察を含む外部機関と連携の上、法令・行政指針に基づく適切かつ毅然とした対応を行う。
- ・健全な意見・要望は積極的に教育改善に活かす。

（２） カスタマー・ハラスメントの定義

本校が定めるカスタマー・ハラスメントは、法令の定めに従い以下のとおり定義します。

職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、当該労働者の就業環境が害されること。

【カスタマー・ハラスメントに該当する行為】

カスタマー・ハラスメントに該当する行為としては、「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（厚生労働省告示5 1号）、「カスタマー・ハラスメント防止に関する指針（ガイドライン）」、「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」に記載された行為類型の他、本校では以下の行為をカスタマー・ハラスメントとみなします。

類型	具体的な行為例
身体的・精神的攻撃	暴力行為、暴言・侮辱行為・人格否定的発言、脅迫、威圧的態度、差別的発言、性的言動、職員の個人情報（写真、映像、音声を含む）の SNS/インターネット等への公開
過剰・不当な要求	教職員の不当な解雇・異動要求、性的要求、教職員の家庭や私生活に関する要求、成績や部活動等への不当な配慮要求、授業料及び校外学習・修学旅行等の費用に対する不合理な減額・免除の要求、不合理なクラス替え・担任変更の要求、土下座の要求、特定の生徒の転学・退学・謝罪等の過剰な処分要求、相当性を欠く損害賠償要求、学校の責務の範囲を明らかに超える、学校外における生徒の行動の監督・管理の要求
時間的拘束・業務妨害	30分を超える長時間の電話・面談応対等の強要、長文にわたる要求文書への詳細返答の強要、繰り返される執拗な連絡・来校、教育活動・学校運営を妨げる行為
教育的裁量への干涉	授業内容・教材・指導方法への過剰な干涉、生活指導・校則運用への一方的な否定、校外の出来事や生徒の私的交友関係への過剰な指導要求
匿名・不正な手段	匿名・偽名による不適切な要求の繰り返し、SNS・インターネットを利用した誹謗中傷・虚偽情報の拡散

※ 以上はあくまでも例示であり、これに限られるものではありません。

【抵触する法律】

カスタマー・ハラスメントは以下のような犯罪・違法行為に抵触する可能性があります。

- ・傷害罪・暴行罪・脅迫罪・恐喝罪・恐喝未遂罪・強要罪・名誉毀損罪・侮辱罪・信用毀損及び業務妨害
- ・威力業務妨害・不退去罪・ストーカー規制法違反

（３） 記録の保管

カスタマー・ハラスメントに関する対応については、日時、内容、対応者、対応内容等を記録し、当事者間の主張の食い違いを防ぐとともに、客観性を確保するため、録音等による記録を原則とします。

録音データは、将来の法的対応等に備えた客観的な証拠としての役割を担うことから、管理者を定め、適切に管理・保管します。なお、録音を行う際には、あらかじめその旨を告知いたします。

録音データの保管期間は原則 ３年間とし、保管期間を経過した録音データについては、管理者が責任をもって適切に削除します。

（４） 最後に

本校は、（１）にある「基本方針」のとおり、原則として生徒・保護者等との建設的な対話を目指しますので、従前どおり、保護者等から正当な意見・要望があった場合は、これを真摯に受け止め、教育活動の改善に努めます。一方、保護者等からの意見・要望に偏重するあまり、カスタマー・ハラスメント該当性の判断を躊躇し、教職員の就業環境が害される状況を甘受することがあってはなりません。そこで本校では、研修等を通じて、教職員一人ひとりのカスタマー・ハラスメントに対する理解を深め、カスタマー・ハラスメント該当性をできる限り速やかに、かつ適切に判断できるよう努めます。その上で、保護者等からの要求の内容や手段・態様が、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱していると判断した場合には、躊躇することなくカスタマー・ハラスメントとして適切に対応します。

修徳学園運営部長会